会　議　録

<table>
<tr><td colspan="2">会議の名称</td><td colspan="4">令和元年度第１回つくば市福祉有償運送運営協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td colspan="4">令和元年(2019 年) 5 月 31 日　開会 14：30　　閉会 15：00</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td colspan="4">つくば市消防庁舎　３階　見学説明室</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局(担当課)</td><td colspan="4">障害福祉課・高齢福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委員</td><td colspan="4">水野　智美委員、皆川　誠司委員(代理　平岡　勇人委員)、武藤　成一委員、佐藤　文信委員、松村　美枝子委員、水野忠幸委員</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4">一般社団法人　絆　代表理事　瀬々　凱暉（申請者）</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="4">保健福祉部　小室次長
障害福祉課　根本課長、中野係長
高齢福祉課　中根課長、城取課長補佐、相澤係長、宮本主任</td></tr>
<tr><td colspan="2">公開・非公開の別</td><td>□公開　□非公開　■一部公開</td><td>傍聴者数</td><td>１人</td></tr>
<tr><td colspan="2">非公開の場合はその理由</td><td colspan="4">つくば市情報公開条例第５条第１号（個人情報）及び第２号（法人等事業活動情報）</td></tr>
<tr><td colspan="2">議題</td><td colspan="4">福祉有償運送の更新登録について</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議録署名人</td><td></td><td>確定年月日</td><td>令和元年(2019 年) 6 月 28 日</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議次第</td><td colspan="4">１　開会
２　あいさつ
３　座長選出
４　座長あいさつ
５　つくば市の福祉有償運送について
６　議事
　　福祉有償運送の更新登録について
７　その他</td></tr>
</table>

＜会議内容＞

１　開会

（城取補佐）

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます高齢福祉課課長補佐の城取と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

これより「令和元年度第１回つくば市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。

初めに、保健福祉部長　水野　忠幸より、あいさつを申し上げます。

２　あいさつ

（水野部長）

ただ今ご紹介いただきました、つくば市保健福祉部長の水野でございます。

本日はお忙しい中、令和元年度第１回つくば市福祉有償運送運営協議会にご参集いただきましてどうもありがとうございます。福祉有償運送の重要性はみなさんご案内のことと思います。全体としても、着実に増えているといった状況でございますし、細かい内容、具体的状況等はまた後でお伝えさせていただければと思います。本日は、１事業者さんの更新登録という会でございます。

みなさんでご検討いただきながら、会を進めさせていただきたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

３　座長選出

座長：水野　智美

４　座長あいさつ

（水野座長）

筑波大学の水野でございます。僭越ながら座長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほども部長様がおっしゃられたように、つくば市も全国同様、要介護、要支援の高齢の方、また障害のある方々、様々

なニーズのある方が増えているというような現状がございます。様々なニーズがある方が移動に支障なく、また快適な生活が送れるというように、我々も支援の一助となるような会にしていきたいと思っています。不慣れな点が多く、皆様のご協力をいただきながら、進めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（城取補佐）

ありがとうございました。では、ここからは、水野座長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（水野座長）

それでは、議事に入ります前に、本日の出席状況を報告させていただきます。

「つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項」第４条第２項の規定により、会議の開催は、委員の過半数が必要となりますが、委員９名のうち６名出席いただいておりますので、本会は成立しますことをご報告いたします。

次に、協議会の公開・非公開についてですが、当協議会は、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」第３条に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議において「つくば市情報公開条例」第５条第１号に規定される個人情報及び第２号に規定される法人等事業活動情報が部分的に含まれるため、一部非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（委員）

異議なし

（水野座長）

ありがとうございます。異議なしということで、この協議会を「一部非公開」にすることに決定いたしました。次に、会議録についてですが、本協議会は会議録を作成し、公開をさせていただきますが、その際に、会議録には発言者の名前を記載して公開させていただいております。また、会議録作成のために事

務局で会議の内容を録音させていただきますので、ご承知おき願います。

まず、議事に入る前に、事務局から「つくば市の福祉有償運送の現状について」の説明をいただきたいと思います。では、事務局の方、お願いします。

５　つくば市の福祉有償運送について

（事務局　宮本）

お手元の資料１をご覧ください。こちらは、福祉有償運送の旅客の範囲の対象である身体障害者、要介護者等のつくば市の状況です。

（１）①は、視覚障害、聴覚・平衡機能障害等の身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者の人数になります。平成 28 年度から今年度までをまとめましたが、令和元年度の合計は、5,039 人と年々増加しております。

２Ｐの②・③は、要介護・要支援認定を受けている方の人数になります。こちらも①と同様、年々増加しており、令和元年度は要介護、要支援合わせて 7,597 人となっております。

④についても、知的障害の方、精神障害の方の人数のどちらも年々増加しており、令和元年度は 1,231 人、1,195 人となります。

今述べたとおり、つくば市の身体障害者、要介護者等の移動制約者の人数は、増加しており、そうした状況の中でドア・ツー・ドアの個別輸送を行う福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

次に、２Ｐをご覧ください。移動困難申出書による対象者についてですが、平成 29 年２月９日のつくば市福祉有償運送運営協議会において、障害者手帳や介護認定を受けていない者から福祉有償運送の利用申請があった際の判定資料として、「つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書」を提出してもらうこととしました。判定基準は、３Ｐの記入例にあるように移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、３か所以上に該当していること、またはチェック項目に３つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が２の欄に記入されていて、適当であることです。その判定は、

協議会事務局である高齢福祉課に委任されました。

次のページをご覧ください。ＮＰＯ法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況についてです。（２）の表をご覧ください。平成 27 年度から平成 30 年度までの会員数と利用件数をまとめました。それぞれの合計をみてみると、平成 30 年度は合計延べ会員数 683 名、合計延べ利用件数 2,846 件となっています。活動状況についても、福祉有償運送のニーズは高まっていると考えます。

以上です。

（水野座長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、質問等ありましたらお願いします。

６　議事

福祉有償運送の更新登録について

（水野座長）

よろしいでしょうか。それでは議事に入りますので、申請者の方の入室をお願いします。

＜申請者入室＞

（水野座長）

ただいまから、議事に入ります。福祉有償運送の更新登録についてでございます。

ここからは、個人情報に言及する可能性もあるため非公開とし、傍聴人の退出をお願いしたいと思います。

＜傍聴人退出＞

≪非公開≫

〇福祉有償運送の更新登録について（一般社団法人　絆）

（事務局による説明）

（委員からの意見、質疑応答）

7　その他

（城取補佐）

ありがとうございました。水野座長様はじめ委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、事務局から報告がございます。

（事務局　宮本）

今回、承認をいただきました団体には、「運営協議会において協議が調った書類」を当協議会の主宰者であるつくば市長名で交付します。

その書類と合わせて茨城運輸支局に更新登録申請の手続きを行っていただくこととなります。

本日、お配りしました協議会資料の一部につきましては、個人情報等が含まれておりますので、資料２の更新登録申請の資料については回収させていただきたいと思いますので、机の上に置いたままでお願いいたします。

また、本日、御出席いただきました委員には、提出いただきました口座に後日謝礼をお支払いたします。

駐車券につきまして、まだ無料化処理されていない方がいらっしゃいましたら、処理をいたします。

（城取補佐）

以上をもちまして、令和元年度第１回つくば市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

●「福祉有償運送の更新登録について」

一般社団法人　絆・・・承認

つくば市の福祉有償運送の現状について

資料1

つくば市の人口（平成31年(2019年)4月1日現在）
人口　233,868人
世帯数　101,706世帯
65歳以上の人口　45,092人（高齢化率　19.28%）

（1）身体障害者、要介護者等の移動制約者の状況

① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

各年4月1日現在

	等級	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	1級	102人	105人	101人	106人
	2級	89人	92人	93人	98人
	3級	17人	18人	17人	18人
	4級	25人	27人	23人	23人
	5級	54人	54人	51人	50人
	6級	17人	16人	13人	16人
聴覚・平衡機能障害	1級	0人	0人	1人	1人
	2級	135人	142人	141人	149人
	3級	66人	63人	63人	68人
	4級	66人	73人	67人	63人
	5級	1人	1人	1人	1人
	6級	168人	172人	173人	172人
音声・言語機能	1級	0人	0人	0人	0人
	2級	0人	2人	2人	2人
	3級	31人	32人	39人	39人
	4級	15人	14人	16人	16人
肢体不自由	1級	321人	325人	308人	308人
	2級	621人	604人	596人	592人
	3級	617人	593人	574人	577人
	4級	633人	616人	604人	598人
	5級	190人	190人	186人	187人
	6級	114人	119人	122人	127人
内部機能障害	1級	1,161人	1,179人	1,225人	1,229人
	2級	14人	20人	20人	22人
	3級	205人	216人	226人	255人
	4級	256人	256人	288人	322人
計		**4,918人**	**4,929人**	**4,950人**	**5,039人**

② 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者

③ 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者

各年４月１日現在

区分	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要介護認定	要介護1	1,556人	1,638人	1,648人	1,712人
	要介護2	1,367人	1,402人	1,517人	1,540人
	要介護3	1,045人	1,069人	1,105人	1,104人
	要介護4	854人	815人	896人	951人
	要介護5	667人	659人	642人	639人
要支援認定	要支援1	685人	696人	635人	726人
	要支援2	769人	797人	835人	925人
計		**6,943人**	**7,076人**	**7,278人**	**7,597人**

④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

各年４月１日現在

	等級	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
知的障害	○A	269人	274人	285人	292人
	A	286人	293人	286人	283人
	B	280人	298人	300人	311人
	C	289人	313人	323人	345人
計		**1,124人**	**1,178人**	**1,194人**	**1,231人**

各年４月１日現在

	等級	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神障害	1級	84人	91人	106人	105人
	2級	493人	535人	579人	661人
	3級	351人	423人	437人	429人
計		**928人**	**1,049人**	**1,122人**	**1,195人**

※移動困難申出書による対象者

平成29年(2017年)２月９日につくば市福祉有償運送運営協議会を開催し、障害者手帳や介護認定を受けていない者から、福祉有償運送の利用申請があった際には、福祉有償運送による運送を必要とする者であるかどうかの判定資料として、つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書を提出させることとした。

判定基準は、申出書の移動・身体・コミュニケーション・日常生活の全体で、3か所以上に該当していること、またはチェック項目に3つ以上の該当はないが、単独で公共交通機関を利用することが困難である理由が2の欄に記入されていて、適当であること。

また、その判定は、協議会事務局である高齢福祉課に委任された。

【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者以外の方，要介護認定を受けていない方】

つくば市福祉有償運送にかかる移動困難申出書

つくば市福祉有償運送運営協議会事務局　宛て

記　入　例

下記のとおり，私は他人の介助によらず移動することが困難であり，かつ，単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であることを申し出ます。
なお，判定に際し必要があるときは，認定に係る調査内容，審査会資料，主治医意見書及び認定結果を使用することに同意いたします。

利用者　氏名　**つくば　太郎**　㊞　住所　**つくば市研究学園1-1-1**

生年月日　**昭和　○　年　○　月　○　日**　電話　**○○○－○○○○**

（代筆者）

氏名　**土浦　花子**　電話　**○○○－　○○○○**　関係　**友人**

代筆の理由　**手と目が不自由で書くことができないため**

1 移動・身体・コミュニケーション・日常生活の状況として，あてはまるものすべて□にチエックをつけてください。

移動	□介助があれば歩ける　□歩行時にバランスを崩しやすい　☑車両の乗り降りが困難 ☑段差や路面の凹凸がわかりにくく，転倒の危険がある　□杖使用 □車いす使用　□歩行補助車（シルバーカー含む）使用　□その他の用具使用（　　）
身体 コミュニケーション	□会話のやりとりが困難　□興奮しやすい □自分でタクシーを呼ぶことができない　□障害があることが他の人にわからない（　　） ☑重い荷物が持てない □混雑に耐えられない
日常生活	☑介助なしには料金支払いが困難　☑移動の際に介助者がいない □判断が苦手で，自分でやりとりができない

2 上記以外でタクシーその他の公共交通機関の利用が困難な状況について御記入ください。
（例：一人暮らし，日中独居，高齢者だけで住んでいる等の世帯状況や家族が遠方にいて，移動の介助をしてくれる者がいない等）

・目が緑内症でよく見えず，また，手が不自由でタクシーバスやタクシーには一人で乗れない。
・家族はいるが，日中独居で，昼間の移動で介助をしてくれる者が誰もいない。

※事業所及び運営協議会事務局記入欄

確認者	確認日	確認者氏名	備考
福祉有償運送事業所	**平成29年3月21日**	**NPO法人○○○○　牛久　太郎**	
運営協議会（事務局）	**平成29年3月22日**	**高齢福祉課　○○　○○**	

（2）NPO法人等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況

事業者区分	平成27年度／4～6月		平成27年度／7～9月		平成27年度／10～12月		平成27年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人　友の会たすけあい	78人	278件	86人	263件	91人	254件	95人	248件	350人	1,043件
NPO法人　サラダボール	24人	134件	24人	113件	23人	145件	23人	167件	94人	559件
医療法人　飯村医院　訪問介護事業所なかよし	16人	25件	17人	37件	17人	26件	3人	5件	53人	93件
合計	118人	437件	127人	413件	131人	425件	121人	420件	497人	1,695件

事業者区分	平成28年度／4～6月		平成28年度／7～9月		平成28年度／10～12月		平成28年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人　友の会たすけあい	84人	230件	93人	273件	106人	345件	111人	334件	394人	1,182件
NPO法人　サラダボール	23人	145件	27人	127件	27人	148件	25人	115件	102人	535件
医療法人　飯村医院　訪問介護事業所なかよし	9人	13件	9人	19件	8人	33件	10人	24件	36人	89件
合計	116人	388件	129人	419件	141人	526件	146人	473件	532人	1,806件

事業者区分	平成29年度／4～6月		平成29年度／7～9月		平成29年度／10～12月		平成29年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人　友の会たすけあい	84人	331件	88人	316件	92人	358件	93人	315件	357人	1,320件
NPO法人　サラダボール	26人	136件	28人	135件	27人	130件	27人	120件	108人	521件
医療法人　飯村医院　訪問介護事業所なかよし	9人	23件	10人	16件	11人	41件	12人	11件	42人	91件
一般社団法人　絆	18人	41件	36人	73件	51人	99件	58人	90件	163人	303件
合計	137人	531件	162人	540件	181人	628件	190人	536件	670人	2,235件

事業者区分	平成30年度／4～6月		平成30年度／7～9月		平成30年度／10～12月		平成30年度／1～3月		合計延べ利用会員数	合計延べ利用件数
	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数	利用会員数	利用件数		
NPO法人　友の会たすけあい	91人	388件	93人	387件	99人	457件	101人	432件	384人	1,664件
NPO法人　サラダボール	27人	117件	28人	135件	28人	148件	29人	183件	112人	583件
医療法人　飯村医院　訪問介護事業所なかよし	13人	8件	14人	13件	15人	11件	15人	14件	57人	46件
一般社団法人　絆	33人	176件	29人	142件	32人	135件	36人	100件	130人	553件
合計	164人	689件	164人	677件	174人	751件	181人	729件	683人	2,846件

〇つくば市の福祉有償運送団体

NPO法人　友の会たすけあい	許可期限　令和２年６月７日
NPO法人　サラダボール	許可期限　令和２年７月31日
医療法人社団健康尚仁会　飯村医院　訪問介護　なかよし	許可期限　令和２年10月28日
一般社団法人　絆	許可期限　平成31年4月26日

つくば市福祉有償運送運営協議会設置要項

資料3

（設置）

第１条　つくば市における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や，福祉有償運送の実施に伴う安全の確保，旅客の利便の確保について協議するために，道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づき，つくば市が主宰者となり，つくば市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は，次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 法79条の規定に基づき，自家用有償旅客運送の登録（法79条の６第１項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の７第１項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性，旅客から収受する対価に関する事項

(2) 法79条の12第１項第４号の規定による合意の解除に関する事項

(3) 協議会の運営方法，当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

（運営協議会の構成員等）

第３条　運営協議会は，次に掲げる者から構成するものとする。

(1) 市長又はその指名する職員

(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(3) 福祉有償運送利用者の代表（障害者団体を代表する者）

(4) 福祉有償運送利用者の代表（高齢者団体を代表する者）

(5) ボランティア団体を代表する者

(6) 地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(8) つくば市の管轄する区域内において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等

(9) 学識経験者

２　市長は，必要があると認めるときは，前項各号に掲げる者のほか，運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。

３　市長は，法第79条の２の規定による登録の申請に係る福祉有償運送について協議会において協議を行う場合には，当該申請者の意見を聴取するものとする。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は，次に掲げる場合に市長が招集する。

(1) 法79条の規定に基づき，自家用有償旅客運送の登録（法79条の６第１項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の７第１項の規定に基づく変更登録を含む。）の申請があった場合

(2) 法79条の12第１項第４号の規定による合意の解除を行う必要があると市長が認める場合

(3) 協議会の運営方法，当該福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し必要がある場合

２　会議は，第３条に規定する構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。

３　会議の議事は，出席した構成員（当該議事に利害関係のあるものを除く。）の過半数で決する。この場合において，可否同数のときは，市長が会議の議事を決するものとする。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は，保健福祉部高齢福祉課において処理する。

附　則

この要項は，平成22年４月１日から施行する。

この要項は，平成25年４月１日から施行する。

この要項は，平成29年４月１日から施行する。

つくば市福祉有償運送運営協議会委員

資料4

No.	委員区分	役職名	氏名
1	学識経験者	筑波大学医学医療系准教授	水野　智美
2	地方運輸局長若しくは茨城運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官	皆川　誠司
3	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	関東鉄道株式会社常務取締役自動車部長	武藤　成一
4	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	筑波学園タクシー協同組合　(株)上郷タクシー　代表取締役	小林　勝彦
5	つくば市の管轄する区域において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人　友の会たすけあい　理事長	佐藤　文信
6	福祉有償運送利用者の代表(障害者団体を代表する者)	つくば市福祉団体等連絡協議会　会長	後藤　真紀
7	福祉有償運送利用者の代表(高齢者団体を代表する者)	つくば市シルバークラブ連合会　会長	伊藤　達也
8	ボランティア団体を代表する者	つくば市ボランティア連絡協議会　世話人	松村　美枝子
9	地方公共団体の長又はその指名する職員	つくば市保健福祉部長	水野　忠幸